

第38号議案

愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年6月4日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

水道法施行規則の一部改正に伴い、引用する条文の改正が必要となるため。

愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術
管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理
者の資格を定める条例(平成25年愛南町条例第15号)の一部を次のように改正す
る。

第3条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同
じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又
はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下
水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術
上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若し
くは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水
道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する
技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専
門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学
校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」とい
う。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大
学前期課程にあっては、終了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する
技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第8号中「1年以上」を「6月以上」に改め、同号を同条第10号とし、
同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又
は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「最低経
験年数以上」を「水道等の最低経験年数の2分の1以上」に改め、同号を同条第
9号とし、同条第6号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に、
「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中
「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(5年以上水道の工事に関す
る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号
とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を
修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限
る。)

第3条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」とい
う。)」を加え「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(3年6月以

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「薬学に関する学科目」を「薬学の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」を」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「学校を卒業した者」を「学校の卒業者」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を終了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第5号中「第2号に規定する学科目」を「第1号若しくは第2号に規定する課程」に、「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、「(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を削り、同条第6号中「国土交通大臣」の次に「及び環境大臣」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合

格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であ
って、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係
る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条、第2条 略 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道</u> <u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程 <u>を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校 <u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程)にあっては、修了した後</u>、5	第1条、第2条 略 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) <u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学 <u>又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程<u>(以下「専門職大学前期課程」という。)</u>を含む。)<u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)</u>、5

年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者__

(新設)

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校__において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者__

(新設)

(5) 10年以上水道__の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者__

(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による__大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく__大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(新設)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定より布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しく

するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程

に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しく

は薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

_____を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____

_____後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、_____第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従

は薬学の課程_____又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程_____にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者_____については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程_____にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者_____については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後_____

_____、同条第1号に規定する学校の卒業者_____については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者_____ (_____専門職大学_____前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者_____については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者_____

_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従

